

都道府県認証乾燥材

説明資料P18及びP44関連

「建築用木材の転換促進支援事業助成金公募要領」第2（用語及び定義）の3 乾燥材に定める「製材のうち乾燥材であることについて第三者（申請者や木材供給者以外の者）による認証を受けたもの（天然乾燥材を含む。）。」に該当する都道府県の認証乾燥材については、以下のとおりです。

都道府県No.	認証乾燥材制度の名称	認定（認証）機関
4	優良品やぎ材製品	みやぎ材利用センター
5	乾燥秋田スギ認証製品	乾燥秋田スギ製品生産促進協議会
8	いばらき優良木材	茨城県木材協同組合連合会
10	ぐんま優良木材製品	ぐんま優良木材品質認証センター
14	かながわブランド県産木材	かながわ森林・林材業活性化協議会
20	信州木材認証製品	信州木材認証製品センター
21	ぎふ性能表示材	ぎふ性能表示材認証センター
22	しずおか優良木材	しずおか優良木材供給センター
24	三重の木	「三重の木」利用推進協議会
26	京都木材規格（KTS）	一般社団法人京都府木材組合連合会
29	奈良県地域認証材	奈良県地域材認証センター
35	優良県産木材	やまぐち県産木材認証センター
44	大分方式乾燥材	大分県産材流通情報センター
46	認証かごしま材	かごしま材認証協議会

- ※1 製材品ごとに認証マークや認証シールを貼付又は印字している場合は該当する。
 2 製材品ごとに認証マークや認証シールを貼付又は印字していない場合は、見積書、納品書又は出荷証明書で、都道府県の認証乾燥材であることが確認できた場合は該当する。